堀ヶ生橋	鉄筋コンクリート造単アーチ橋、橋長四六・九メートル、親柱四基及び高欄付、東西擁壁附属 附・五味隧道　一所 石造隧道、延長三六・六メートル ・立岡二号桟道　一基 鉄筋コンクリート造一〇連桁橋、橋長六一・二メートル、橋台二基及び橋脚九基付、鉄筋コンクリート造単桁橋及び石積擁壁（橋脚一基を含む）附属 ・法恩寺跨線橋　一基 石造単アーチ橋、橋長三・九メートル、階段附属 ・八幡山跨線橋　一基 鉄筋コンクリート造桁橋、橋長七・〇メートル、階段及び取付部附属				
津嘉山酒造所施設 主屋 麹屋	二棟	木造、建築面積三三〇・四九平方メートル、寄棟造、本瓦葺 木造、建築面積九五・五一平方メートル、寄棟造、本瓦葺 宅地　一、八九七・〇〇平方メートル 四四七番地 右の地域内の正門、外壁、門、内壁、南井戸を含む	合資会社 津嘉山酒造所	沖縄県名護市大中一丁目一四番六号	沖縄県名護市大中一丁目一四番六号

○文部科学省告示第九十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上覧に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定する。

平成二十一年六月三十日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄		中欄	下欄					
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
小野家住宅（長野県塩尻市塩尻町）	昭和四十八年六月二日文部省告示第百三号	・隠居屋　一棟 ・附納屋　一棟 ・附普請関係文書　一冊 ・附屋敷絵図　二枚 ・宅地	小野家住宅（長野県塩尻市塩尻町） 主屋	三棟	桁行一五・六メートル、梁間九・一メートル、二階建、切妻造段違、南面庇付、桟瓦葺、北面突出部桁行七・三メートル、梁間八・二メートル、切妻造、北面庇付、鉄板葺	小野良文	長野県塩尻市塩尻町三九番地	長野県塩尻市塩尻町三九番地
			文庫		土蔵造、桁行五・五メートル、梁間三・六メートル、二階建、切妻造、妻入、鉄板葺			
			隠居屋		土蔵造、桁行九・七メートル、梁間三・七メートル、切妻造、鉄板葺 附・納屋 桁行一四・六メートル、梁間四・六メートル、切妻造、南面下屋附属、桟瓦葺 ・普請関係文書　一冊 神戸出小野左一郎一代身之上善悪之覚并悴左司一代 ・屋敷絵図　二枚 宅地　一〇六〇・七七平方メートル 三九番地三、同五 右の地域内の中門及び石垣を含む			